USD機能通貨・ベースケースにおける豪州の申告・報告実務

USD元帳1本（ベースケース）で記帳する豪州法人が、ASIC・ATO・州政府への申告・報告にどう対応するか ― 実務検証用資料

対象：豪州法人（IFRS／AASB、機能通貨・表示通貨USD、豪州LNG開発JVの権益参加、従業員20名以下）｜作成日：2026年11月23日

1. 結論の要約

要点

1. **財務諸表（ASIC・監査）はUSDのままでよい。**豪州会計基準では表示通貨を任意に選べ、AUD以外の表示通貨で作成した財務諸表をそのまま株主への報告とASICへの提出に使えます。ベースケースのUSD元帳がそのまま法定の財務報告の基礎になります。
2. **法人税は「機能通貨選択（Subdivision 960-D）」によりUSDで計算するのが、ベースケースと最も整合します。**選択しない場合は、すべての税務上の金額をAUDに換算する一般原則（Subdivision 960-C）が適用され、USD元帳とは別にAUD建の税務計算が必要になります。
3. **GST・FBT・源泉所得税（PAYG）・退職年金（スーパー）・州の給与税はAUDで申告します。**USD元帳でも、仕訳行ごとに取引通貨額（AUD）を保持していれば、これらの申告データは元帳から直接抽出できます。USD建の請求に係るGSTは、ATOの換算決定（FOREX 2018/1）に従ってAUDに換算します。
4. **PRRT（石油資源利用税）にも独自の機能通貨選択制度があります。**LNG事業では、法人税と合わせて選択の要否を検討します。
5. **システム上の要件**：①仕訳行の取引通貨額の保持（済）、②GSTコードとAUD建GST額の保持、③FBT・給与関連の区分、④税務用の固定資産台帳（会計と別）、⑤AUD・USDの照合帳票。いずれもFX Ledger BCの延長で対応できます。

申告・報告の一覧

申告・報告	提出先	通貨	頻度	ベースケースでの対応
財務報告（Form 388）	ASIC	**USD可**	年次	USD元帳の財務諸表をそのまま提出。表示通貨と機能通貨の開示
法人税申告	ATO	USD計算→AUD換算（選択時）	年次（予定納付あり）	960-D選択でUSDの会計数値から申告調整。最終の課税所得をAUDに換算
GST（BAS）	ATO	**AUD**	月次または四半期	AUD建取引は取引通貨額をそのまま、USD建はFOREX 2018/1で換算
PAYG源泉・STP	ATO	**AUD**	給与支払ごと（STP）、納付は規模により	給与計算システム（AUD）→ 元帳へ取込
スーパー（SG）	年金基金	**AUD**	2026年7月から給与支払日ごと	同上
FBT	ATO	**AUD**	年次（4月〜3月）	FBT対象の費用に区分を付け、取引通貨額（AUD）を集計
給与税（WA）	州政府	**AUD**	月次・年次精算	給与データ（AUD）から算定。閾値以下なら不要
PRRT	ATO	USD計算→AUD換算（選択時）	年次＋予定納付	PRRT用のプロジェクト別支出区分が必要

2. 前提：ベースケースの帳簿とデータ

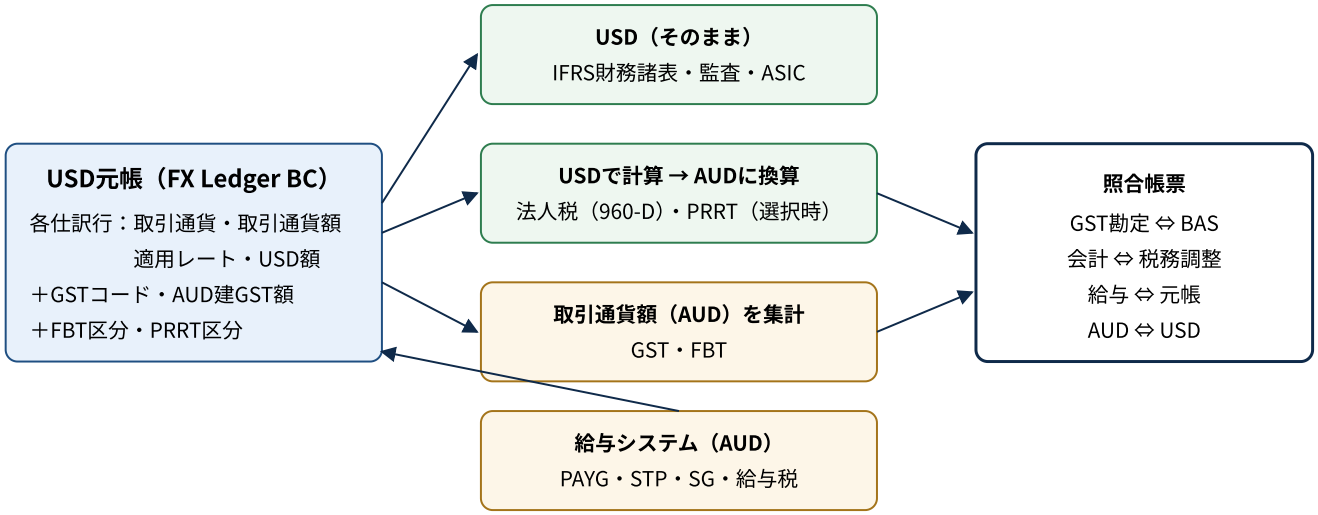

図1　USD元帳から各申告への流れ（緑＝USDベース、橙＝AUDベース）

ベースケースでは、AUD建の取引も「取引通貨AUD・取引通貨額・適用レート・USD額」を持つ仕訳行として記帳されます。したがって、**AUDでの申告が必要な場面でも、元帳から取引通貨額（AUD）を直接集計できる**ことが、USD元帳1本で運用するための鍵になります。逆に、USD建の取引のAUD額は元帳に存在しないため、申告ごとに定められた換算方法で計算します。

3. ASICへの財務報告と会計監査

3.1 提出義務の判定

非公開会社（proprietary company）は、次の3要件のうち2つ以上を満たすと「大規模」となり、監査済み財務報告をASICに提出します（Corporations Act s45A、2019年7月以降の基準）。

要件（連結ベース）	現行基準	改正案（2026-27年度予算・協議中）
売上高	5,000万AUD以上	1億AUD以上
総資産	2,500万AUD以上	5,000万AUD以上
従業員数	100名以上	100名以上（変更なし）

当社は従業員20名以下でも、LNG JVへの多額の出資により総資産要件を満たし、販売開始後は売上高要件も満たす可能性が高く、大規模非公開会社に該当すると考えられます。判定はAUD基準なので、**USDの財務諸表の数値を各期末のレートでAUDに換算して判定**します（判定方法は監査人と確認）。外国会社に支配される小規模非公開会社にも提出義務・免除の特則があります。ASICは2025年以降、大規模非公開会社の未提出への監視を強化しており、期限遵守が重要です。

3.2 USDでの作成と提出

- AASB 121の下で表示通貨は任意に選べ、ASICは**AUD以外の表示通貨で作成した財務報告を株主への報告とASICへの提出にそのまま使える**としています。
- 機能通貨と表示通貨がいずれもUSDなので、換算（IAS 21.38以下）は不要です。財務諸表には、表示通貨・機能通貨がUSDであることと、機能通貨の判断の根拠を開示します。
- 提出期限は期末後4か月以内（大規模非公開会社）。Form 388で提出します。金額の端数処理（千ドル単位など）はASICの端数処理インストルメントの要件を確認します。
- サステナビリティ報告（AASB S2）は大規模非公開会社にも段階的に適用されます。適用時期（グループ区分）は売上高・総資産・従業員数で判定するため、別途確認が必要です。

3.3 ATOへのGPFS提出との関係

当社が国別報告（CbC）報告エンティティ（グローバル売上高10億AUD以上のグループの一員）に該当する場合、ASICに一般目的財務諸表（GPFS）を提出していなければ、ATOにもGPFSを提出する義務があります。ASICにUSDのGPFSを提出すれば、この義務は満たされます。

4. 法人税（ATO）

4.1 二つの選択肢

	A：機能通貨選択（Subdivision 960-D）	B：選択しない（Subdivision 960-C）
計算の通貨	USDで課税所得（欠損）を計算し、その結果をAUDに換算	税務上の金額をすべて取引ごとにAUDに換算
要件	財務報告義務がある豪州居住者で、帳簿（accounts）を単一または主として外国通貨（USD）で付けていること。選択は書面で行う	なし（原則）
為替差損益（Div 775）	AUD建の預金・未払金など、USD以外の項目から生じる（会計の為替差損益とほぼ一致）	USD建の預金・借入金・未払金などから生じる（会計とは逆方向になることが多い）
税務上の資産の取得価額・減価償却	USD	AUD（取得時のレートで固定）
繰延税金（IAS 12）	税務基準額もUSDのため、為替変動による一時差異は生じにくい	税務基準額がAUD、帳簿価額がUSDのため、為替変動だけで繰延税金が増減（IAS 12.41）
ベースケースとの整合	**高い。会計数値（USD）から申告調整するだけ**	**低い。USD元帳と別にAUD建の税務帳簿・固定資産台帳が必要**

推奨：機能通貨（USD）選択の検討

ベースケースでUSD元帳を付ける以上、「帳簿を主としてUSDで付けている」という選択の要件と自然に合致します。選択すれば、法人税の計算は会計のUSD数値を出発点とした申告調整（減価償却の差異、交際費、引当金など）になり、最終的な課税所得（または欠損）をAUDに換算して申告します。換算に使うレート（年平均レート等）、選択の効力発生時期、遡及選択の可否には法令上のルールがあるため、**税務アドバイザーと選択の時期と方法を確認**してください。

4.2 ベースケースでの法人税実務

1. USD元帳の損益（IFRS）から、会計と税務の差異を加減算する申告調整表を作ります（USD）。
2. **税務用の固定資産台帳**を会計とは別に持ちます。税務上の耐用年数（Div 40）、探鉱・開発費の取扱い、即時償却などが会計と異なるためです。USD選択時はUSDで管理します。
3. 為替差損益：会計上の為替差損益（AUD建項目の換算差額）は、機能通貨選択時には税務上もおおむね対応します。ただし実現・未実現の扱いは税務上の規定（Div 775、Div 230の選択など）に従います。
4. 課税所得（USD）を所定のレートでAUDに換算し、法人税額（税率30%）を計算します。予定納付（PAYG instalments）はBASで行います。
5. 関連者取引がある場合は移転価格の文書化、借入がある場合は過少資本税制（2023年改正後の利益基準テスト）を確認します。親会社への配当・利子の源泉税は日豪租税条約を確認します。

繰延税金への影響（選択しない場合）

機能通貨USDで帳簿価額を持ち、税務基準額がAUDのままだと、AUD/USDレートが動くだけで一時差異が変動し、繰延税金資産・負債と税金費用が増減します（IAS 12.41）。多額の固定資産（LNG権益）を持つ当社では、この影響が大きくなり得ます。機能通貨選択の判断材料として、影響額を試算しておくことを勧めます。

5. GST（BAS）

5.1 基本

- GSTはAUDで申告・納付します。GST売上高が2,000万AUD以上なら毎月、未満なら原則四半期ごとにBAS（事業活動報告書）を提出します。
- 適格請求書（tax invoice）には、AUD建のGST額、またはそれを計算できる情報（換算レート等）が必要です。
- 外国通貨建の対価は、ATOの換算決定（**FOREX 2018/1**）に従い、選んだ為替レートと換算日でAUDに換算します。採用した方法は継続して適用します。
- LNGの輸出売上は一般にGST免税（GST-free）ですが、取引条件（引渡地点など）により判断が分かれるため、売買契約ごとに確認します。

5.2 ベースケースでの実装

取引	元帳での記帳	BASへの集計
AUD建の国内購入（大半）	取引通貨AUD。仕訳行にGSTコードとAUD建GST額を保持。USD額は取引日レート	取引通貨額（AUD）をそのまま集計
USD建の請求（JVオペレーター等）	取引通貨USD。請求書記載のAUD建GST額（または換算情報）をGST額として保持	請求書のAUD建GST額、なければFOREX 2018/1の方法で換算
GST未収・未払勘定	AUD建の貨幣性項目として月末換算の対象（USD帳簿上の為替差損益）	BAS上はAUD額のまま。元帳のAUD残高とBASを照合

FX Ledger BCでは、AUD建の仕訳行の取引通貨額が保持されているため、**GST勘定の取引通貨（AUD）残高＝BASの純額**となるよう照合できます。追加開発として、仕訳行にGSTコード（課税・免税・対象外・輸入など）とAUD建GST額の欄を設け、BAS項目（G1、1A、1Bなど）別の集計帳票を作ることを勧めます。

> **JVとGST**
> LNG JVでは、オペレーターがJV参加者のためにGSTを処理する「GSTジョイントベンチャー」（GST法第51部）を組成している場合があります。その場合、JVの取得に係るGSTはオペレーターが申告し、当社のBASに含まれる範囲が変わります。JOAとオペレーターの請求書（JIB）の形式を確認し、当社が仕入税額控除を受ける範囲を整理してください。

6. 給与関連：PAYG源泉・STP・スーパー・給与税・労災

豪州には日本の厚生年金・健康保険のような雇用主の社会保険料はありません。それに相当する雇用主の義務は、次のとおりです。**いずれもAUDで計算・申告**します。

制度	内容	ベースケースでの対応
PAYG源泉（給与）	給与から所得税（メディケア税を含む）を源泉徴収し納付	給与計算システム（AUD・STP対応）で計算し、給与仕訳をAUDの取引通貨で元帳に取込
STP（シングル・タッチ・ペイロール）	給与支払のたびに給与・源泉・スーパーの情報をATOへ送信	
スーパーアニュエーション保証（SG）	給与の12%を退職年金基金に拠出。**2026年7月1日から「Payday Super」**となり、給与支払日ごとに支払い、7営業日以内に基金に着金させる必要があります	給与と同時に支払。未払スーパーはAUD建の貨幣性項目として月末換算の対象
給与税（WA州）	州の給与税。WAは年間課税給与100万AUD超の部分に5.5%（閾値は段階的に減少）	グループ企業を含めた豪州全体の給与で判定。当社単独では閾値以下の可能性
労災保険（WA）	労働者災害補償保険への加入が義務	保険料はAUD建の経費として記帳

日本からの出向者

日豪社会保障協定により、日本から一時的に派遣される社員は、日本の年金制度の適用証明書があれば豪州のスーパー（SG）の拠出が免除される場合があります。出向者ごとに証明書の取得と有効期間を管理してください。出向者の給与を日本で支払う場合でも、豪州でのPAYG源泉・FBTの対象になり得ます。

7. FBT（フリンジ・ベネフィット税）

- FBT年度は4月1日から3月31日。税率47%、申告期限は原則5月21日（税理士経由の電子申告は6月25日）です。前年のFBTが3,000AUD以上の場合は四半期の予定納付（BAS）が必要です。
- 豪州で一般的な対象：社用車の私的使用、住宅・家賃補助（出向者）、帰国旅費、子女教育費、交際費（食事）、駐車場など。出向者の多い日系企業では住宅・教育関係の金額が大きくなりがちです。
- **ベースケースでの対応**：FBT対象になり得る費用に「FBT区分」（車両、住宅、交際費など）を付けて記帳し、FBT年度で取引通貨額（AUD）を集計します。USDで支払った費用（例：日本での支払）は、支払日のレートでAUD換算します。給与明細への報告対象額（2,000AUD超）はSTPで報告します。

8. PRRT（石油資源利用税）と資源関係

- PRRTはプロジェクト単位の利益課税で、LNGプロジェクトにも適用されます。年次申告と四半期の予定納付があります。
- PRRTにも**独自の機能通貨選択制度**（PRRT評価法 第7部）があり、選択するとUSDで計算し、申告書に換算レート（有効数字4桁）と通貨コードを記載します。法人税の選択とは別の選択なので、両方の要否を検討します。
- ATOは、機能通貨を選択した事業者が、課税対象の受取額に適用すべき換算ルールを正しく適用していない事例を指摘しています。オペレーターから受け取るPRRT用のデータ（プロジェクト支出の区分）と、当社元帳の区分を一致させることが重要です。
- **ベースケースでの対応**：仕訳行に「PRRT区分」（探鉱支出、一般プロジェクト支出、閉鎖支出、対象外など）とプロジェクト（権益）コードを持たせ、USDで集計できるようにします。
- 陸上の鉱区では州のロイヤルティ、海上（連邦水域）ではPRRTが中心となります。対象鉱区の所在で適用関係を確認してください。

9. 年間カレンダー（7月〜6月の会計年度を前提）

時期	主な申告・報告	元帳からのデータ
毎給与支払日	STP送信、スーパー拠出（2026年7月以降は給与日ごと・7営業日以内）	給与システム（AUD）
毎月21日	BAS（GST月次申告者の場合）、PAYG源泉の納付（規模による）	GST集計（AUD取引通貨額）
四半期	BAS（四半期申告者）、法人税・FBT・PRRTの予定納付	同上、予定納付額
毎月末	外貨建貨幣性項目の月末換算（USD帳簿）、GST・給与勘定とAUD残高の照合	FX Ledger BCの月末換算
3月31日	FBT年度末	FBT区分の集計（AUD）
5月21日／6月25日	FBT申告・納付（本人／税理士経由）	同上
6月30日	会計年度末、給与税の年次精算	決算・税務固定資産台帳
10月31日まで	財務報告のASIC提出（大規模非公開会社・期末後4か月）	USD財務諸表・監査報告書
ATOの指定日	法人税申告（規模・税理士の申告スケジュールにより異なる）、PRRT年次申告	申告調整表（USD→AUD換算）

期日は代表的なものです。会計年度、規模区分、税理士の申告スケジュールにより異なるため、毎年の申告カレンダーで確認してください。

10. FX Ledger BCへの追加要件（優先順）

#	機能	内容	対象申告
1	GSTコードとAUD建GST額	仕訳行にGSTコード（課税・免税・対象外・輸入・調整）と、請求書記載のAUD建GST額を保持。USD建請求のGSTはFOREX 2018/1の方法で換算（レート出典・換算日を設定で固定）	GST
2	BAS集計帳票	BAS項目（G1、G2、G10、G11、1A、1Bなど）別のAUD集計と、GST勘定のAUD残高との照合	GST
3	税務用固定資産台帳	会計台帳と並行して、税務上の取得価額・耐用年数・償却方法を保持（USD選択時はUSD）。会計と税務の差異を一時差異として出力	法人税・IAS 12
4	申告調整表	USDの会計利益から課税所得への調整表と、AUDへの換算	法人税
5	FBT・PRRT区分	仕訳行の区分（タグ）と年度集計帳票（FBTはAUD、PRRTはUSD）	FBT・PRRT
6	給与仕訳の取込	給与計算システムの出力（AUD）を取引通貨AUDの仕訳として取込み、スーパー・源泉の未払を照合	PAYG・SG
7	AUD参考換算帳票	ASICの規模判定や税務の参考用に、財務諸表をAUDに参考換算した帳票（期末レート・平均レート）	ASIC判定

11. 税務アドバイザー・会計士に確認すべき事項

1. 法人税の機能通貨（USD）選択の可否・時期・方法、換算に使うレート、選択しない場合の繰延税金の影響額。
2. PRRTの機能通貨選択の要否と、法人税の選択との整合。
3. GSTの外貨換算方法（FOREX 2018/1のどの方法を採用するか）と、JVがGSTジョイントベンチャーかどうか。
4. LNG輸出売上のGST上の取扱い（引渡条件との関係）。
5. 大規模非公開会社の判定方法（AUD換算のレート）と、改正案の適用時期。

6. 出向者の社会保障協定の適用、FBT・PAYG源泉の対象範囲。
7. 給与税のグループ判定（豪州内の関連会社の有無）。
8. 関連者取引の移転価格文書化、過少資本税制、配当・利子の源泉税（日豪租税条約）。

参照

ASIC「Company financial reports」（表示通貨、大規模非公開会社の要件）、「Are you a large or small proprietary company」（改正案）｜ATO「Guide to functional currency rules」（Subdivision 960-D）、「Foreign exchange gains and losses」｜ATO FOREX 2018/1「Goods and Services Tax: Foreign Currency Conversion Determination 2018」、GSTR 2001/2｜ATO「Key superannuation rates and thresholds」「How Payday Super works」｜ATO「FBT rates and thresholds」「Lodging your FBT return and paying」｜WA Department of Treasury and Finance「Payroll tax employer guide」｜ATO「PRRT updates」「PRRT return instructions」、Petroleum Resource Rent Tax Assessment Act 1987 第7部｜ATO「General purpose financial statements」｜AASB 121、AASB 112（IAS 12.41）

本資料は実務検証のための整理であり、法務・税務上の助言に代わるものではありません。税率・閾値・期限は2026年11月時点で確認した情報に基づきます。改正や個別の事実関係により結論が変わるため、適用前に税務アドバイザー・監査人に確認してください。